

1. 件名: 日本原子力研究開発機構大洗研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談

2. 日時: 令和5年1月16日(月) 13時25分～14時00分

3. 場所: 原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

燃料材料開発部 集合体試験課 マネージャー 他2名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹他1名

#### 5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所照射燃料集合体試験施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定に基づき、令和4年12月8日付けで使用前確認申請書の提出があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲について、変更許可申請書の記載に合わせ、施設・設備別、場所等の区分が分かる記載とすること。
- ・別紙-2の「1. 使用施設の設計」において、対象設備、仕様等は、設計のインプットとなる各安全機能に係る許可の要求事項について整理し、漏れなく、正確に記載すること。
- ・別紙-2の「2. 工事の方法」、別紙-3及び添付資料-1において、品質マネジメントシステムに係る検査に関し誤記、記載漏れ等ないように、適正に記載すること。
- ・添付資料-4 の(3)地震による損傷の防止のうち④設計結果について、実験用グローブボックスを耐震Cクラスで評価した結果として、転倒計算結果等具体的な評価結果を記載すること。
- ・添付資料-4 の(23)警報装置等のうち④設計結果及び⑤技術基準について、警報動作の判定基準として、警報設定に係る機器の誤差等に基づき設

- 定した警報設定値及びその動作範囲を記載すること。
- ・今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

配付資料：なし（令和4年12月9日受理 使用前確認申請書（令和4年12月8日  
付け 令04原機(速材)011）を使用）

以上